

事業名	対象
幼児のための食事とおやつの教室	2～3歳児と保護者
育児相談	乳児と保護者
プレおや教室	妊婦と夫
沐浴クラス	妊婦と夫
妊娠お産の相談室	妊婦と妊娠を希望する方
新生児・妊産婦訪問	新生児と産婦，妊婦
4か月児健康診査	4か月児
1歳児健康診査	1歳児
1歳6か月児健康診査	1歳6か月
3歳児健康診査	3歳児
コアラクラブ	健康診査の経過観察児
めだか教室	3歳～小3の軽度喘息児
なかよし育児教室	6～7か月児の母親
アレルギー－教室	アレルギーに関心の有る者
アレルギー－健診	アレルギーを持つ子ども
アレルギー－相談	アレルギーを持つ子ども
予防接種	接種対象児童
こどもとの相談	発達の経過観察の必要な子

4)「子育てサポーター」等の子育て支援を行う人材の養成・配置の推進

多くの地域では、従来型の地縁に基づいた「地域」というものが十分機能しなくなっており、今後は、各地域の中で子育て支援や人の輪づくりを進める中心となる人を見だし、育てていくことが重要となっている。このため、子育て経験者や保育士・幼稚園教諭の経験者を「子育てサポーター」等として、子どものしつけや子育てに悩みや不安を持つ親への助言や相談、「つどいの広場」や「子育てサロン」等といった親子が交流する場でのお世話、保育所・幼稚園、児童館等を活用した中高生と赤ちゃんが交流する場でのお手伝いといった子育て支援を行う人材を養成し、各地域に配置していくことが望まれる。

なお、子育てを終えた中高年世代の人に対して子育てサポーター等の養成講座を実施する場合は、プログラムにおいて、母親を取り巻いている状況の違いなど今の子育ての困難さを理解してもらえよう配慮が望まれる。

2.4 就学児童の居場所づくり

(施策の具体例)

- 1) 放課後児童クラブ(障害児の受入れの推進など)
- 2) いじめ・不登校等の問題行動等への対策
- 3) (中高生もバンド活動等で利用できる音楽室等を備えた)児童館等の整備
- 4) 子どもがのびのびと自由に遊べる場の整備
- 5) 放課後、週末、長期休業日における子どもを核とした様々な活動の機会と場の拡大(学校、公民館、地域の自然環境や人的資源の活用)

共働き家庭の増加や、増加傾向にあるいじめ、不登校や少年非行の問題など、児童を取り巻く近年の状況を踏まえ、昼間保護者が仕事等のため家庭にいない小学校低学年児童の健全育成を図る放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設置の推進、特に中・高校生の地域における児童健全育成のための活動拠点としての児童館の積極的活用などが重要である。

1) 放課後児童クラブ(障害児の受入れの推進など)

放課後児童健全育成事業は、平成13年に閣議決定された「仕事と子育ての両立支援策について」に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童(おおむね10歳未満)に対し、授業の終了後に児童館や学校の余裕教室等を活用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に推進している。

今後、地域のニーズを十分把握して、地域で放課後対策が必要な児童をすべて受け入れる必要があり、その目標に沿った整備が必要である。また、その運営にあたっては、民間の活用、地域人材の活用や障害児の受入れ等、地域の実情に応じた取組を推進することも必要である。

【取組例】幼稚園等を活用した学童保育事業(埼玉県越谷市)

放課後児童クラブ、いわゆる学童保育のニーズが高まる中、越谷市には現在、公立学童保育室が20カ所、民間学童保育室が3カ所あります。小学校区に1カ所の学童保育施設の設置を計画していますが、未設置地域や利用希望者の多い地域があることから、市では学童保育の待機児童解消策として平成14年4月より「幼稚園等を活用した学童保育事業」事業を市内の私立幼稚園・保育園にご協力をいただく形で実施しています。

これは、近年の社会経済情勢を背景とした共働き家庭の一般化により、学童保育の申込者数が年々増加傾向にある中で、入室できない待機児童を学校近隣の幼稚園・保育園にて受け入れいただき、待機児童数を少しでも減少することを目的としています。

平成14年度は幼稚園2カ所、保育園1カ所でのべ135人の児童を受け入れていただき、平成15年度は幼稚園6カ所、保育園2カ所で児童の受け入れの協力をいただいています。

現在、市内のほとんどの幼稚園が園児の預かり保育を実施していることから、平成12年度から私立幼稚園協会と会議を何度も行い、予想される様々な課題について検討を重ね

て保育園も含めた形で実施することができました。

今後もこの事業が、保護者の仕事と子育ての両立支援策の一助として位置付けられるよう、地域の社会資源である幼稚園・保育園とも十分に連携を図りながら事業展開し、放課後児童の健全育成に努めたいと考えています。

2) いじめ・不登校等の問題行動等への対策

いじめや不登校といった児童生徒の問題行動等が憂慮すべき状況にあることを踏まえ、今後、地方公共団体においては、子どもたちが楽しく学び生き生きと活動できるような学校の実現、教員の資質能力の向上、教育相談体制の充実、適応指導教室の整備、学校・家庭・地域・関係機関の連携などの取組を進めていくことが望まれる。

【取組例】サーモン教室（岩手県宮古市）

宮古市では、不登校の状態にある小中学生のために「適応指導『サーモン教室』」を平成7年度から開設し、体験学習や教科学習を通じて生活リズムの確立を図り、学校への復帰を支援しています。

開設は、毎週月曜日から金曜日まで、教育委員会内に一室を設け2名の指導員により、通級してくる児童生徒に適応指導を行っています。支援活動の目指すところは、子どもどうしのふれあいを深めること、生活のリズムを確立すること、学習や体力の回復を図ること、学校と保護者との連携を深めること、以上4点に集約できます。そして教室がこれらの児童生徒の「居場所」となることを心がけています。これらの目標を達成するため、卓球、バドミントン、トランプなどの遊びを通じた集団経験学習、園芸、木工などの作業学習、デイキャンプ、散策、音楽鑑賞などの体験学習、学力に応じた各教科の学習支援などを行っています。教室には、現在小学生3名、中学生11名が在籍し、それぞれが個々の状況に応じて教室の学習に取り組んでいます。

サーモン教室の在籍者のなかには、学校への復帰ができた子もいる中で教室にも通級できなくなる子もいます。保護者や学校との連携をとりながら、ひとりでも多く学校への復帰ができるよう粘り強い支援活動を行っています。

3) (中高生もバンド活動等で利用できる音楽室等を備えた) 児童館等の整備

地域の中で中高生の居場所づくりや活動を支援するため、児童館等に利用ニーズの高いパソコンや音楽機材等を配備するなどの取組を推進することが望まれる。

【取組例】ホールでの音楽室の設置（熊本県八代市）

八代市では、市民の文化活動の場を提供するための中心施設である「八代市厚生会館」を補完する施設として、中心市街地活性化事業として土地地区画整理事業や都市計画道路整備に併せて「やつしろハーモニーホール」を設置しています。

この施設には、500席の市民ホールや多目的ホール、3会議室、2研修室のほかバンド等の音楽練習場として、36㎡の「スタジオ」があり、主に高校生に利用されています。利用率は、13年度40.9%、14年度25.7%となっています。

利用料金は、午前（9時～正午）900円、午後（13時～17時）1,200円、夜間（18時～22時）1,200円、全日（9時～22時）3,300円です。

【取組例】中高生中心の児童館「ゆう杉並」（東京都杉並区）

杉並区児童青少年センター「ゆう杉並」は、1995年の子どもの権利条約批准を背景に、中高生の居場所として建設された施設です。

建設に当たっては、中高生の意見を取り入れるため、「建設中・高校生委員会」を設置し、中高生の意見を取り入れながら建設が検討されました。

そして1997年9月に「ゆう杉並」がオープンしました。中高生が中心の児童館として、現在、1日250名前後の利用があります。

「ゆう杉並」には、体育室、ホール、スタジオ、ミキシングルーム、鑑賞コーナー、学習室、工作調理室といった様々な部屋が用意されています。全ての部屋が無料で使用でき、団体利用の場合は夜9時まで開館しているので、部活終了後も利用できます。

また、学校推薦と公募により選ばれた16名の中・高校生による運営委員会が設置され、イベントの企画や運営に中高生の意見が反映されています。

【取組例】中高生広場「CHUKOらんどチノチノ」（長野県茅野市）

駅前施設の空きスペースを活用して、平成14年4月、中高生世代のための多目的スペースである「CHUKOらんどチノチノ」を開設しました。

広さは570平方メートルで、多目的ホール、ダンス室、音楽室、編集室、学習室、クラフトルーム、食堂・キッチン、子ども会議室、シャワー室が備えられています。

茅野市内に在住・在学・在勤する中高生及び同年齢の若者が、楽器やダンスの練習、仲間同士のおしゃべり、電車の待ち時間の学習場所などとして、木曜日を除く毎日午後7時まで利用でき、多い時は1日約50人の利用があります。

施設の運営は、利用者である中高生世代に任せています。毎週月曜日には定例会を開催し、自らが課題の解決に当たっています。

4) 子どもがのびのびと自由に遊べる場の整備

かつては、身近なところに原っぱや空き地が数多くあり、子どもが自由に遊べる場となっていたが、都市化の進展や交通量の増加等により、そうした場は、特に都市部において相当程度失われてしまった。

子どもが遊びを通じて心身ともに健やかに成長することができるよう、自由にのび

のびと遊べる場を各地域で整備していくことが望まれる。

【取組例】プレーパークの運営（東京都世田谷区）

世田谷区では、区立公園の一区画を利用した冒険遊び場「プレーパーク」を、地域の人たちやプレーリーダーと協力して運営しています。ここでは通常の公園内での禁止事項を一定のルールの下で解除し、「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーとして、体や頭を使って思い切り遊べる場所にしています。

プレーパークは普通の公園のようにきれいに整備されていません。手づくりの遊具が置かれていて、でこぼこで穴だらけで、廃材が散らばっていたりする雑然とした遊び場です。

ここでは工具も火も使います。廃材で小屋を建てたり、シャベルで大穴を掘ったり、ダムや水路をつくったり、立ち木にロープをかけてよじ登ったり、泥山を滑りおりたり、時には泥ダンゴの戦いなども起こります。この遊び場では、子どもたちの好奇心や欲求を大切にし、彼らのやりたいことができる限り実現される場にしようと、地域の父母たちがプレーリーダーといっしょに直接運営にあたっています。

（プレーパークのこれまでの歩み）

1975年7月 経堂「子ども天国」【1976年9月まで】

地域の人たちの手による日本で初めての冒険遊び場づくりがスタート。緑道予定地を借りて、夏休み期間中だけ行われました。

1977年7月 桜丘「冒険遊び場」【1978年10月まで】

遊びはやはり日常的なものと今度は年間通しての遊び場づくりに挑戦。現在は区民施設の建っている場所で15か月間開かれました。

1979年7月 羽根木プレーパーク【現在も運営中】

国際児童年の記念事業として、区立公園の中に初めて冒険遊び場が誕生。場と資金は区が、運営は地域の人たちが責任を持って担うという全国でも例のない運営方法が始まりました。

1982年6月 世田谷プレーパーク【現在も運営中】

やはり区立公園の一部を利用して、2か所目のプレーパークがスタート。

1983年5月 太子堂プレーパーク【1985年12月まで】

駐車場予定地2か所を遊び場として開放。

1989年4月 駒沢はらっぱプレーパーク【現在も運営中】

地主との直接交渉で借り受けた土地での地域の人たちの活動を、区がこの年に事業化し、3か所目のプレーパークとして活動を開始しました。

5) 放課後、週末、長期休業日における子どもを核とした様々な活動の機会と場の拡大（学校、公民館、地域の自然環境や人的資源の活用）

平成14年4月から実施されている完全学校週5日制の下では、子どもたちに豊富な生活体験、社会奉仕体験、自然体験などを経験させ、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」を社会全体で育てていくことが重要である。

「生活体験や自然体験の豊富な子どもほど、道徳観や正義感が身についている」という結果も明らかになっており、今後、市町村では、週末、放課後、長期休業日にお

いて、学校、公民館等の社会教育施設、地域の自然環境や人的資源を活用し、子どもたちに様々な活動の機会や場の提供や情報提供を充実し、指導者やボランティアとして、積極的に子どもたちと関わりながら地域ぐるみで子どもを育てていく意識を高めていくことが期待される。

【取組例】新座っ子ぱわーあっぷ事業（埼玉県新座市）

平成14年の6月から開設した「新座っ子ぱわーあっぷくらぶ」は、完全学校週5日制の実施に伴って、子どもたちにとっては、自然体験・社会体験などの体験活動や様々な学習活動を地域において充実すること、大人たちにとっては、学習の成果を地域に活かすといった生涯学習的要素をもち、子どもたちの地域・家庭における学校外活動の一層の充実を図ることを目的として実施されています。

市内18の各小学校には、文化系クラブ（囲碁・将棋、絵画、昔の遊び、写真など）、スポーツ系クラブ（ラケットテニス、バドミントン、体育チャンピオンなど）、学習系クラブ（算数博士、漢字チャンピオン、サイエンスなど）から2クラブが開設されており、その参加児童数は1,050名であり、全児童数8,294名の13%という参加率となっています。

中学校区内であれば、3つの小学校のクラブからどれを選択してもよいということ、また対象児童が1年生から6年生までということで、他校との交流と異学年交流ができることも大きな特徴でもあります。

指導者の所属は、体育指導委員、体育協会、文化協会といった団体の指導者をはじめ、地域の方々がボランティアとして携わり、地元の高校生・大学生から高齢者までその年代も様々で熱心な指導のもと毎月第一・三土曜日の午前中に各小学校の教室や体育館で開催され、クラブによっては、学校外で活動することもあります。

各クラブの目標も様々で、例えば「阿波踊りくらぶ」は、8月の新座阿波踊り大会参加、「漢字チャンピオンくらぶ」は、文部科学省認定の漢字検定への挑戦、「写真くらぶ」「絵画くらぶ」の合同展示会開催などです。このように学習の成果を発表する場面があることは子どもたちにとって励みとなっています。

前段に述べた子どもたち同士の様々な交流はもとより、地域の方々から文化・スポーツ・学習をとおしてその知識や技術の習得以上に子どもたちを見つめる目が地域にあるということがこの事業の成果であり、学校や家庭以外に、子どもたちを育てていく大人たちが増えていくことによって、この事業のねらいや目的が達成されたこととなります。

地域の人々の力で培った子どもたちの生きる力は、ただの知識や技術の習得だけで終わることなく知恵としての生きる力になっていくことを見守りつづけること、そして今後も、失いかけた地域の教育力が、クラブ活動といった枠組みにとらわれず、両者が自発的に学びあい、育ちあうことができるよう望むものです。

【取組例】異年齢地域小集団活動事業(茨城県土浦市)

少子化の進行に伴って兄弟姉妹の数が減少し、近所に子どもがいなくなりつつありますが、学校では同じクラス・学年の子どもとしか遊ぶ機会がありません。異年齢の子ども集団で遊ぶ機会が減少したため、「仲間」が少なくなり、上下関係など子どもの社会性が育ちにくいのが現状です。

また、都市化の影響で交通戦争や犯罪に巻き込まれる危険性が増大し、遊び場・自然環境が減少しました。その結果、地域で安全に遊べる場所がなく、「空間」も失われています。さらに、塾や習い事が一般化して、子どもの生活が忙しく「時間」もありません。仲間、空間、時間の3間(さんま)の喪失が今の子ども達を取り巻く状況です。

そこで、異年齢小集団で活動する「ちゃれんじクラブ事業」を2002年度から開始しました。学校5日制の土曜日等に、地区公民館等の施設を拠点にして、小学生から中学生までの子どもたちを対象に、異年齢の小集団を組織して、地域の自然や人材等の資源を活用しながら、年間を通じて活動する事業一を実施しています。

具体的には、月に1回程度、小学校4年生 - 中学生126人を募集し、6 - 7人の異年齢の子どもたちでグループを組織、リーダー、サブリーダーを選び、子どもたちの意見や要望も取り入れて、土器づくり・たこ揚げ・キャンプ・バードウォッチング・ヨットクルージング・天体観測・そば打ち・ケーキづくり・いも煮会・福祉体験等の活動を行っています。

3 子育て家族が暮らしやすい地域づくり

(施策の具体例)

- 1) 社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等の公共施設における子連れ家族の優先入場、料金割引
- 2) 「子育てバリアフリー」の推進
 - ・ 公共施設や民間施設への託児室、キッズルーム等の設置やトイレの改修、子育てバリアフリーマップの作成など
- 3) 子育てしやすい住宅の整備
 - ・ 集合住宅におけるキッズルームや託児室の設置など
- 4) 保育施設と公営住宅の合築
- 5) 新婚家庭や多子家庭に対する住宅の配慮

高齢者や障害者に配慮した地域づくりや都市環境整備が進む中で、「子育て家族が暮らしやすい地域づくり」という視点も重要である。

今後、住宅分野などにおいても、子育て家庭を支援する観点から必要な取組を進めていく必要がある。

1) 社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等の公共施設における子連れ家族の優先入場、料金割引

近年、地方公共団体によっては、毎月一回の日曜日を「家庭の日」などとして、市民に社会教育施設やスポーツ施設等を無料開放したり、土曜・日曜日に小中学生に体育館やプール等の施設を無料開放するといった取組が行われるようになってきている。

今後、地方公共団体では、子育て中の家族を一層支援する観点から、こうした公共施設における子どもや子ども連れ家族の優先入場、料金割引を推進するとともに、映画館や劇場等の民間施設等にも呼びかけて、こうした取組を地域社会全体に広げていくことが望まれる。

2) 「子育てバリアフリー」の推進

妊婦や乳幼児を連れた人が安心して外出等ができるような環境整備を行う必要があることから、官庁施設をはじめとする公共施設等への託児室や授乳コーナーの設置及び乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレの改修等、市町村における「子育てバリアフリー」の取組を推進する必要がある。

また、託児室の配置状況等を記した子育てバリアフリーマップの作成・配布や、公共交通機関や宿泊施設等のバリアフリー状況についての情報提供も併せて推進することが必要である。

【取組例】「オーエンズ・ストリート」構想（熊本県大津町）

大津町では、核家族世帯が年々増加している状況にあり、これに伴う孤立化した育児に対応するため、独りで悩ませない環境づくりを目指し「子育て孤立防止プログラム」を平成14年度に実施しています。

引きこもりがちな親子に対する地域一体となった子育て支援の象徴となる取組として、「オーエンズ・ストリート構想」についてワークショップを開催し、その実現可能性の検討を行います。

これは大津町商店街の活性化と子育て支援の取組を結びつけ、商店街の空き店舗等に子育て支援機能（子育て支援センター、子育て広場、放課後児童クラブ、子育てボランティア（NPO）の拠点等）の集積を図るとともに、高齢者の生きがい拠点（暮会所等）や育児関連の民間商業施設の開店誘導なども併せて図り、通り全体として、子育て中の母親や子ども（小学校低学年まで）が気軽に地域社会に接することができる「オーエンズ・ストリート」を形成していくというまちづくりの取組です。

現在までに商工会、中心商店街店主、HP 子育て支援サークルの母親、放課後児童クラブ指導員、サポートセンターサブリーダー、社協、子育て支援センター職員、民生・児童委員、行政職員によるメンバー約30名で座談会を2回開催し、各々が求める夢や現状を出し合いました。企画の段階から地域住民が参画することとし、座談会での話を集約した3つの部会を立ち上げる段階にきています。

仮称ですが部会は、1.商店街に子育て広場の集約を考える部会、2.道路等の環境や商店街の雰囲気作りを考える部会、3.商店街の中でお母さん達の活動をめざそう部会（NPOをつくろう）とし、回を重ねるごとに多くの住民が参画する場としていきたいと思っています。

商店街は子育て支援からのまちづくりの取組に当初戸惑いながらも、子育て中の親の思いを受け止め、また子育て中の親はこれまでのさまざまな商店街の取組に認識を新たに、今までにないコミュニティーの場となっています。

3) 子育てしやすい住宅の整備

子育て家庭がゆとりを持って子育てをできるようにするためには、「満足できる居住環境」は必須の条件である。

「満足できる居住環境」と言えるためには、居住空間の広さのほか、住宅自体に子育て関連施設が整備されていることも望ましい。例えば、集合住宅にキッズルームや託児室を設置することは、住民の子育て環境の向上に資することはもちろん、住民同士が交流するきっかけになるというメリットも期待できる。

【取組例】子育て支援マンション認定制度（東京都墨田区）

墨田区は2003年度から、子育てしやすいマンションを建設した場合、助成金を支給しています。地価下落に伴う住宅の都心回帰現象が進み、都心に近い墨田区は新築マンションが増加していることから、子育て家庭が安心して暮らせる便利なマンションの建設を促進することにしました。

「すみだ子育て支援マンション」の認定は、事業者の申請を受け、認定審査会がチェックし、現場検査の上、おおむねクリアしていれば区長が「すみだ子育てマンション認定証」を交付。子どもが遊べるキッズルームを設置すれば100万円、外に遊び場をつくれば50万円を助成します。事業者の問い合わせはもとより、子育て世帯の入居希望が多く、さらには近隣住民の遊び場に対する期待もうかがえます。

主な認定基準は、新規分譲で6戸以上の耐火構造、占有面積55㎡以上で寝室が2以上の住戸が3分の2以上、2階建て以上の場合9人乗り以上で防犯に配慮したエレベーター設置、全住戸で収納スペースが8%以上、段差解消によるバリアフリー化、滑りにくい浴室床材等転倒時の危険防止、コンセント位置の配慮等有効な感電防止、浴室扉の外鍵設置等水溺防止、低アルデヒド建材の使用、階段の7.5cm以下に手すりの設置、ベビーカー、三輪車等の置き場確保、オートロック等不審者の進入防止、足がかりがない壁等転落の防止、20㎡以上のキッズルーム設置、40㎡以上の遊び場、手洗い場、遊具置き場、送迎サービス、一時預かり等の子育て支援サービス、保育施設、医療施設との連携、子育て・医療相談の実施、保育サークル活動への支援、ベビー用品リユースシステムの実施など。子育てや高齢化対策にもなるユニバーサルデザインを目指しています。

4) 保育施設と公営住宅の合築

保育施設を利用する共働き家庭にとっては、保育施設が利用しやすい場所であれば大変便利だと思われる。このため、公営住宅の新築・改築の機会を利用して保育施設を合築することは、多様な保育ニーズに応える観点から効果的であると考えられる。

【取組例】保育所と子育て世帯向け住宅の合築（東京都墨田区）

人口減少に悩んでいた墨田区は1995年、老朽化した区立押上保育園を改築する際、エレベーターつきの地上5階建てにして、1-2階を保育園、3階以上を子育て世帯向けの区民住宅とする合築方式を導入しました。土地の有効利用と子育て支援を結びつけた大都市らしいアイデアです。

押上保育園は園庭にブドウ棚、2階に幼児用プールを配し、生後57日からの乳幼児を預かり、じょうぶな体づくりを目指して毎日積極的に下町の路地裏などを散歩しています。区民住宅は、3DKの中堅所得層向けファミリータイプ12戸。入居者は子育て世帯がほとんどで、認可保育園が併設されているため利便性は高くなっています。

ほかにも子育てマンションなどさまざまな施策に取り組み、区民の意識は高まりつつあるようです。1993年には合計特殊出生率が1.11と東京都の平均(1.13)を下回っていましたが、2001年には1.10で都の平均(1.01)を大きく上回り、23区のうち4位になりました。

ちなみに、私立木ノ下保育園(認可保育所)が1994年に改築する際、区が2-5階を借り上げる形で合築し、シルバーハイム墨田(18戸)として高齢者が入居してい

ます。

5) 新婚家庭や多子家庭に対する住宅の配慮

3) で述べたように、ゆとりを持って子育てできるような「満足できる居住環境」と言えるためには、居住空間が広いことは重要な要件である。このため、住宅面での子育て支援の観点からは、多子家庭に対して優先的により広い住宅が提供されるべきである。

また、「居住環境の水準の低さが、新婚家庭が子どもを産み育てることを思いとどまらせる制約条件となっている」との指摘もあり、新婚家庭が将来子どもを持つことになるよう住宅面で配慮することも積極的に実施されるべきと考えられる。

【取組例】子ども数に応じた住み替えシステム(東京都品川区)

品川区は2002年、子育て世帯の定住を促進し、家族の増減に合った住宅を供給するため、区民住宅条例を改正し、特定優良賃貸住宅の住み替えシステムを導入しました。子どもの誕生や成長、親との同居等、必要に応じてより広い区民住宅に移ることができます。

逆に死亡、離婚、子どもの独立等により家族数が減少した場合、それに見合った適切な間取りの住宅に住み替えられます。さらに、加齢、疾病等による下層階への転居や、介護の必要な世帯はエレベーターや避難口近くに移動するなど、住宅変更・住宅交換システムを導入しました。

このため、新たに建設する高層賃貸の区民住宅(3棟630戸)は、核家族、多子家庭、2世代同居など家族構成の変化に対応できるよう、多様な間取りを設計します。2003年2月に入居が始まった区役所に隣接する住宅の場合、2DK(51㎡)から3LDK(82㎡)まで、2-6人が居住できます。また、景気低迷の長期化、所得の伸び悩みなどに対応して、フラット家賃制を採用しました。

また、所得に応じて家賃の一部を15年間補助します。例えば、4人家族の片働き世帯で年収543万円の場合、2LDK(71㎡)は家賃13万7300円のところを10万8900円で入居できます。さらに、18歳未満の子どもがいる世帯の優遇募集があり、子どもが1-2人なら一般申し込みの3倍程度、3人以上なら5倍程度倍率が優遇されます。

品川区は合計特殊出生率(2001年)が0.84人で都内でも低い方です。しかし、都心回帰の影響を受けて、1998年以来若い単身者を中心に人口が増加に転じ、子どもがいる世帯の減少にも歯止めがかかりつつあるようです。今後もバランスの取れた人口構成を確保するため、子育て期ファミリー世帯の定住を促進するとともに、区外から品川区に誘引する狙いもあります。

4 次世代を育む若い世代への支援

(施策の具体例)

- 1) 保育所等で小中高生等が乳幼児とふれあう機会の拡充
- 2) 小中高生等に対する、食生活、喫煙防止など健康に関する教育及び指導(セミナーの開催など)
- 3) 望まない妊娠、性感染症予防等に関する知識の普及啓発
- 4) 独身青年男女の出会い・交流の推進(イベント等の出会いの場の提供、助成、情報発信など)

将来子どもを持ち、子育てをする立場になる今の若い世代を対象として、子どもとふれあう機会の拡充や子育て、正しい食生活、喫煙防止等の健康づくり、望まない妊娠や性感染症予防等に関して、広く普及啓発を行っていくことが重要である。

また、独身の人の出会い・交流の推進も必要に応じて実施することが考えられる。

1) 保育所等で小中高生等が乳幼児とふれあう機会の拡充

都市化や少子化が進む中で、子どもたちの豊かな成長に欠かせない、多くの人や自然と直接ふれあう機会が不足していることから、小・中・高等学校等においては、発達段階に応じた多様な体験活動を行うことが重要となっている。

例えば、保育所等で小中高生等が乳幼児と直接ふれあう機会を、学校内外を通じて拡充することで、他者への関心が深まり、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むことができる。また、こうした機会は、将来の子育てに関する貴重な体験にもなるものと考えられる。

【取組例】中高生の保育ボランティア(熊本県八代市)

八代市の10中学校全部において2年生が「職場体験学習」を行っています。これは、生徒が選択した事業所において体験学習を行うもので、保育所を選択した生徒たちは、校区のなかの保育所が随時受け入れているところです。

さらに、中学3年生の家庭科のなかで実施している保育実習や高校生の体験学習についてもそれぞれ校区の保育所が受け入れているところです。

受入れ保育所では、生徒たちに子どもの抱き方や遊び方などを教えています。入所児童にとっては、日頃ふれあう機会のない少し歳の離れた生徒たちと交流を通じた良い効果があるようです。

また、実習に参加した中高生においては、日頃接する機会の少ない乳幼児とのふれあいにより、それまで関心のなかった「育児」や「子育て」等について考える機会となっており、貴重な経験となっているようです。

こうした受入れ事業は、各学校とそれぞれの保育園の間で直接折衝がなされており、両者の良好な関係により継続した取組がなされてきたところであり、今後も引き続き実施されるものと考えております。

2) 小中高生等に対する、食生活、喫煙防止など健康に関する教育及び指導

近年における社会環境や家庭機能等の急激な変化は児童生徒の心身の健全な発達に様々な影響を与えており、生活習慣病の兆候など、新たな心と体の健康問題が指摘されている。

例えば、最近、朝食の欠食等にみられる食習慣の乱れや思春期やせにみられるような心と体の健康問題が生じている。これらの問題に対応するためには、児童生徒の健康な食習慣の定着や、食を通じた豊かな人間性の形成や人間（家族）関係づくりといった心身の健全育成が必要である。また、学校における食に関する指導においても、小学校低学年から学校の指導計画に明確に位置づけ、食に関する知識を教えるだけでなく、知識を望ましい食習慣の形成に結びつけられるような実践的な態度の育成が図られるよう各学校において創意工夫ある指導を行うことが望まれる。

また、思春期における喫煙の増加傾向に見られるように、思春期の子どもの健康がむしばまれていることが指摘されており、好ましくない生活習慣の是正も大切な課題となっている。このため、学校における喫煙防止教育において、未成年の段階から喫煙をしない態度を育成することなど、学校教育活動全体を通じた健康教育の充実を図ることが望まれる。

【取組例】高校生健康生活定着事業（岩手県遠野市）

遠野市では、市内高等学校に在学中の高校生を対象に、健康づくり事業として「高校生健康生活定着事業」を実施しています。

具体的には、

- ・健康づくり講演会（高校生を対象とした食事等に関する講演）
- ・生活行動調査（貧血予防健診有所見者を対象として、食習慣、食事内容と生活時間調査を実施し、食行動や生活の実態が分かるようにする）
- ・食生活改善講習会「フレッシュサークル」（高校生を対象として、生活改善や食生活に関する講話や貧血を予防する献立の調理実習を行い、高校生が自らの生活行動の問題に気づいたり、食と栄養についての知識を得るようにする。）

といった取組を行っています。

この事業については、「高校生の健康づくりの意識啓発になった」、「対象者に個々の問題を解決するための糸口を提起できた」、「高校生の健康づくりを支える関係機関（学校、PTA、県、食生活改善推進協議会、市）の連携ができるようになった」という効果がありました。

3) 望まない妊娠、性感染症予防等に関する知識の普及啓発

若い世代の性交経験率は増加傾向にあるが、反面、避妊意識は低下している。こうしたことを背景に、10代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率が増大している。これらの問題に対応するため、性に関する健全な意識を持ち、性差を十分に理解してお互いを尊重しあうとともに責任ある行動を取ることが出来るよう、親も含めて、望まない妊娠、性感染症予防等に関する知識の普及啓発を図る必要がある。

【取組例】性の問題、感染症予防への取組（長崎県佐世保市）

佐世保市では、平成13年に「佐世保市エンゼルプラン」を見直すにあたり、教育・保健・医療関係者・保護者の16名の委員による「思春期の子ども検討会」を立ち上げアンケート内容を検討し、思春期の子どもと周囲の人の現状とニーズを把握するためにアンケート調査を実施しました。

平成14年度は、そのアンケートの結果に基づく対策を考えるため「思春期の子ども検討会」を開催し、検討を重ねています。又ここ数年の間、日本の若者の人工妊娠中絶や、性感染症罹患の急激な増加がみられ本市も例に漏れず高い割合を示しています。そのことから現在検討会では、「性」に関することが最優先と考え、思春期の子どもの性の問題について取り組んでいるところです。

思春期検討委員の方がそれぞれの立場で働きかけてくれたこともあり、学校や保護者又地域の子供会からの性教育についての要望が以前と比べ多くあがるようになってきました。

現在、専門家による小学校、中学校、高等学校の養護教諭や教師への研修や高校生への性教育のモデル授業を行い、併せて関係教諭や保健師が見学することで職員のスキルアップを図ってきました。又、小児科医師と保健師がペアとなり学生に対して性教育を行い、保健師は保護者や地域の子供会、主任児童委員さんへの講話を実施しています。

一方、エイズや性感染症予防に取り組んでいる健康づくり課では、エイズ関連事業として、講演会や学校への性教育、世界エイズデーに係るレッドリボンキャンペーン、啓発活動や相談、検査業務など知識や意識の向上を図ってきました。しかし「望まない妊娠」や「エイズや性感染症予防の意識の低さ」に対する啓発や対応にさらに工夫の必要があるのではないかと考え、長崎県が行っている「高校生エイズ予防基礎調査」にワーキンググループとして参加し実施しています。これは性行動の活発な若者に対する効果的なエイズ、性感染症予防対策を確立する方策を得るためのものです。

15年度はこの結果を踏まえ、啓発イベントとして高校生バンドの音楽演奏による若者によるメッセージや講演、性行動や疾病予防行動などについてアンケート調査を実施するなどの事業を展開していきます。

【取組例】思春期講演会（岡山県浅口郡鴨方町）

鴨方町では、豊かな人間性と社会性を持った性意識、性行動を身につける支援として、中学生（約500名）を対象に年1回、生命の尊厳や性に関する教育（講演会）を行っています。

平成7年度、国・県の補助事業である「子どもにやさしい街づくり事業」の中の、思春期における保健・福祉体験学習事業として開始しました。乳幼児に接する機会の少ない中学生に、育児相談の場などを利用して、乳幼児の安全な抱き方や遊ばせ方を体験してもらったりもしていましたが、生徒の人数が集まらないため、現在は講演会のみを実施しています。

実施主体は鴨方町健康福祉課で、鴨方町教育委員会、鴨方中学校と連携をとりながら企画実施しています。講演会実施後の生徒のアンケートでは、「責任のある行動がとれる大人になりたいと思った」、「もっと自分を大切にしようと思った」などの声が聞かれ、それまで深く考えることのなかった生命の大切さについて、知るよい機会となっているようで

す。

参考のために、過去3年間の実績を挙げておきます。

事業実績（講師の役名は当時のもの）

（平成12年度）H13. 1. 18 実施 13:40～15:50

講師：河野セクシャリティ医学研究所 河野美代子先生

テーマ「性と生を考える」

対象：中学1～2年生

（平成13年度）H13. 7. 13 実施 10:30～11:30

講師：岡山市保健所 医療専門監 市場尚文先生

テーマ「自分らしく いきいき生きる」

対象：中学1～2年生

（平成14年度）H14. 7. 4 実施 13:40～13:40

講師：ペリネイト母と子のサテライトクリニック 院長 上村茂仁先生

テーマ「思春期の性について」

対象：中学1～3年生

【取組例】性教育及び性感染症・エイズ予防への取り組み（徳島県佐那河内村）

本村では、平成 12 年度から平成 13 年度の間、国保の補助事業として「エイズ感染予防」のため、中学生を対象に映画上映会や講演会による知識の普及教育を行ってきました。

このことをきっかけに、平成 14 年度より以下の表の内容で本格的に経年事業として取り組むことになりました。

	内 容
目 的	<p>近年、思春期における若年売春や援助交際、十代妊娠・中絶、性感染症など種々の問題が引き起こされ、かつ増加傾向にあります。</p> <p>これらの問題を未然に防ぎ健康な思春期を過ごすためには、まず、男・女である自己の性を受容し、自分を大切にすることや、自分が何を求めて生きようとしているかなど、自分探しをしなければなりません。</p> <p>そのためにも、他者に迷惑をかけたり、傷つけたりせずに、性にかかわる態度や行動を主体的に選択できる自己決定能力を育てることができるよう支援・介入していくことを目的としています。</p>
対 象 者	佐那河内中学校 3 年生（30 人）
ね ら い	<p>義務教育最後の学年ということより、卒業後、学校現場等を介して正しい情報や知識を得る機会がない生徒もいるので、すべての生徒がきちんと学習できる機会となるようにします。</p> <p>若年者の性感染症患者や妊娠・中絶などの実態や病状の予後など、具体的な事例等を知り、予防の大切さを学べる機会とします。</p> <p>性行為は「いのちを授かる」行為であること、そして、「心が生きる」行為であることを学ぶ機会とします。また、そのために必要な知識を知ることができる機会とします。（「いのちへの責任」をとまなうことなので、避妊法などについても学べる機会とします。）</p>
	内 容
スタッフ数	助産師、中学校養護教諭、中学校保健体育教諭、保健師 計 4 人
実施頻度	<ul style="list-style-type: none"> ● 性や性感染症・エイズ予防に関する内容の映画上映...年 1 回 ● 助産師による授業...年 1 回

これまでの取り組みにおいて、事後感想文などを生徒に書いていただいた中に、「学んだことを新しい知識として必要な時に思い出したい。」「一生懸命育ててくれたこの命を大切に、これからは精一杯生きていきたい。」など、実直な感想がよせられています。

実際の成果は、もう少し時間が経過しなければわからないところもありますが、学んだことが行動として活かされるように今後も支援していきたいと考えています。また、3年生のみが対象となっていますが、今後は2年生や1年生、小学生等にも成長段階に応じた介入ができるように検討していきたいと考えています。

4) 独身青年男女の出会い・交流の推進

若い世代に未婚者が増えている背景には、若い男女が結婚・出産・子育てに伴う家事や育児等の生活上の負担感を大きく意識するために結婚自体をためらう、という面もある。

また、最近の意識調査によると、未婚化・晩婚化の最大の原因として、「相手が見つかるまでは結婚しなくてもいい」という人が多数となっている。結婚に至る出会いの形はここ半世紀で様変わりし、50年代には5割を占めたお見合いは、最近の調査では1割を切っている。市町村の中には、こうした状況から独身青年の男女の出会いや交流を推進するため、イベント等の出会いの場の提供や青年団体がイベント等を開催するための活動費の一部を助成したり、出会いや交流の情報提供を行っている自治体も見られ、こうした取組も必要に応じて実施することが考えられる。

【取組例】よりよい出会いを求めて（結婚相談事業）（埼玉県新座市社会福祉協議会）

結婚相談事業は、生涯の伴侶を得るよりよい出会いの機会を創出することを目的として実施しています。この事業は結婚を希望する男女があらかじめ履歴事項等を記載したセレクトカード及び写真等を提出しておく登録方式で、登録者はこのカードを閲覧し、会ってみたい人を見つけた場合、結婚相談員（民生・児童委員、市民の計8名）に申し出て、結婚相談員が相手方紹介日時等を調整し、出会いの場を設定し、以後の交際については、双方の責任において行う方式です。

登録料は、通信費として年間1,000円となっています。結婚が成立した場合は、社協へ結婚成立の届出を行っていただき、社協からお祝いの記念品を贈呈しています。また、結婚相談日を毎月第1日曜日、第2第4火曜日の午後、社協の相談室において開設し、結婚相談員2名が交代で相談に応じています。この結婚相談事業は、より幅広いエリアからの選択が可能ほど効果が期待できるものであり、近隣2市の社協と相互に連携し事業を進めてきました。登録者数は、現在、男女計で約80名で、30代、40代の方が多く占めています。平成13年度は3組、本年度は現在、1組の結婚が成立しています。

また、この結婚相談事業の一環として、先ほどの近隣2市社協との合同事業として年に1回ティーパーティー方式での集団による出会いの場を設定しています。本年度は、昨年11月17日に開催し、広報紙等を見て応募した男女約50名が参加。自己紹介に始まり、和やかな雰囲気のうちお互いの会話がはずみました。このティーパーティーで出会った数組のカップルが交際を続けており、その成果が待たれるところです。

今後の問題点としては、近隣2市の社協が本年度で結婚相談事業を廃止するということによる広域的な機会の減少です。当市社協としては、出会いの場を創出する機会として、また、幸福な家庭作りのため、当面、この事業を継続していく予定ですが、今後、ティーパーティーも含め、結婚相談事業の在り方については検討を加えていく必要があると考えています。

【取組例】結婚相談員活動事業・青年ドリーム支援事業（秋田県鹿角市）

鹿角市は合計特殊出生率（1993～97年、ベイズ推定値）が1.86と県内の市では最高です。それでも高齢化と若者の流出が進み、定住促進と少子化対策が最重要課題になっています。とくに、結婚を希望しながら出会いの機会に恵まれない若者が少なくありません。そこで、若い男女の出会いの場をつくり、結婚、定住、後継者育成につなげるため、仲人に報酬を支給する結婚相談員活動事業と、出会いのイベントを開く青年ドリーム支援事業を行っています。

結婚相談員は、結婚相手に関する情報提供と仲介を行い、結婚を促進して将来に夢を持てる生活基盤の確立を図り、地域活力の向上と少子化対策に寄与することを目的としています。誠実かつ人望が厚く縁結びに生きがいと意欲を持つ人に市長が委嘱し、あくまで身近に相談する人がいないとか、誰に相談したらいいかわからないと困っている方々のためにボランティア的に自分の持っている情報や人脈の範囲内で相談に乗っていただくものです。

相談員の日常活動の謝礼は月額1万円、再婚を含む結婚成立の謝礼は、1組につき5万円ですが、出産の可能性と地域社会経済への貢献度を考慮して、謝金は双方とも45歳以下に限定し、俗にいう頼まれ仲人は除きます。また、毎月第4日曜日に交流センターで相談員2人が結婚相談に応じています。2001年度は11回開いて45人が相談、うち10人が女性でした。これまでに成立した結婚は1件ですが、交際中のカップルが数組あります。

一方、青年ドリーム支援事業は2001年度から実施。青年の夢とアイデアと実践力を生かした社会参加活動を喚起し、青年が出会い賑わう活気に満ちた町づくりを推進するため、18歳から35歳までの男女10人以上で構成する青年団体等の活動費を1年に限り50万円を限度に助成しています。具体的には、スキー・スノーボード大会、八幡平親子サバイバル体験、地元演奏家のコンサート、4WD安全走行講習会などを活発に展開しています。

【取組例】結婚推進課長の奮戦（長野県四賀村）

北アルプスを望む四賀村（しがむら）は松本市から車で20分ほどの山あい広がる農村で、雪は少なく降水量は年間1000ミリ以下という晴天村です。松本に通勤する兼業農家が多く、人口約6200人、2002年度の出生数は46人です。合計特殊出生率（1993～97年）は1.75と県内でも高いが、90年代に入り急速に落ち込みました。

1997年に村議会で「独身の男が増えているが、行政としてどういう考え方でどういう手をさしのべているのか」という質問がありました。当時は結婚相談員を地区ごとに15人（現在5人）委託していましたが実績が上がらず、年老いた親から「息子をどうにかしてほしい」と悲痛な要望が相次いでいました。

プロジェクトチームで検討した結果、結婚推進係を置くという結論に達しましたが、中島学村長は「そんな生半可なものでどうする」と一喝し、結婚推進課に昇格させました。課長と臨時職員1人だけの超ミニ課。初代の小林有人課長は、「30歳以上の男性が対象。女性にもてないと思われたくない男のプライドを傷つけないよう名前は伏せてプライバシーを保護している。マスコミが全国初の課として話題に取り上げてくれたので、働きかけなくても全国の女性から問い合わせが来た。東京、神奈川、名古屋、大阪、広島など大都市に住む女性が多い。全国の市町村からの問い合わせや激励も少なく

い」と話しています。

女性とは電話やインターネットでやり取りし、課長が出張して女性の身元や考え方を確認し、希望に沿う村の男性を紹介しました。最近は女性の方から村を訪れ、村営の宿に泊まり、北アルプスの絶景に心を奪われるケースが多いようです。週1度、年間50回の見合いを目標に取り組んでいますが、30歳以上の独身男性は300人もいます。

これまで6年間に15組が結婚し、年間2組ほどのペースです。うち中国人と結婚した2人は離婚しましたが、1人は再婚しています。子どもは合計7人でうち1人は2003年5月に誕生予定です。2002年度は4組がゴールインし、結婚件数全体の約3割に達しました。

5 子どもや母親の健康、安心・安全の確保

(施策の具体例)

- 1) 母子保健サービス（新生児訪問指導、乳幼児健診、母親・両親学級）の充実
 - ・問題発見時のきめ細かな対応や精神的なケア、子どもや母親が達成感や自信を持てるような接し方（褒める等）の推進・健診、予防接種、講座等の場での子ども一時預かりサービス
 - ・病院の産婦人科や産院など医療施設が行う子育て支援サービス（育児サークル、家庭訪問など）との連携
- 2) 母子保健事業と福祉・教育施策の連携
 - ・母子健康手帳に福祉・教育関連事項を追加して交付
 - ・3歳児健診等の場や母子健康手帳交付時における子育て支援情報の提供等
 - ・母子健康手帳交付時に子育てのヒント集となる家庭教育手帳を配布
- 3) 小児医療の充実
- 4) 児童虐待対策の充実
 - ・臨床心理士などの専門家による個別カウンセリングや専門家を交えたグループカウンセリングの実施

次世代の育成を支援するに当たっては、子どもや母親の健康、安心・安全の確保は重要な課題である。

このため、母子保健事業については、質の向上と利用しやすい体制整備を図りつつ、福祉・教育施策等と連携していくことが必要である。

また、安心して医療を受けることができるよう小児救急医療をはじめとする小児医療の充実や、深刻化する児童虐待問題について専門家との連携を図るなど対策の充実を図ることが必要である。

1) 母子保健サービス（新生児訪問指導、乳幼児健診、母親・両親学級）の充実

出産直後の母親が強い育児不安を抱え、「産後うつ病」や児童虐待に至ってしまう場合もあることに対応して、虐待予防のための仕組みづくりや訪問指導員の養成など、新生児訪問指導の充実を図ることが必要である。

乳幼児健診については、これまでの疾病・障害の早期発見・早期療育に加え、育児支援の観点も踏まえた、きめ細かな対応や精神的なケアが求められる。

また、子育てに自信がもてない母親の存在が指摘されているところであり、母親・両親学級等において、単に子育てを教えるのではなく、子どもや母親が達成感や自信をもてるような接し方（褒める等）を紹介するなど工夫した取組を行っていく必要がある。

また、健診、予防接種、講座等への受診・参加が容易になるよう、そうした場での子ども一時預かりサービスの整備も重要である。

その他、病院の産婦人科や産院など医療施設が行う育児サークル、家庭訪問などの子育て支援サービスといった社会資源との連携を図ることも母子保健サービスの充実に有効である。

【取組例】パパママ教室(愛知県高浜市)

高浜市では、妊娠・出産・育児への不安を軽減し、快適なマタニティライフの支援を図ることを目的にパパママ教室を開催しています。

対象者は、初妊婦とその夫です。開催回数は、年間6回、奇数月の土曜日に行っています。平成13年度参加人数は、延べ88名で、うち夫の参加人数は43名と、ほぼ夫婦単位での参加でした。

パパママ教室の内容は、

お口の中の話(歯科衛生士)

抱っこのレッスン(助産師)

パパの妊婦体験(保健師)

ビデオ鑑賞(「赤ちゃんこのすばらしき命」「新米ママ&パパに贈るメッセージ」)

助産師さんに問いちゃおう(助産師)

の5項目です。

平成14年度からは、資料の一つとして父子健康手帳を配布しています。毎回終了時にとっているアンケートでは、抱っこのレッスンや妊婦ジャケットを使用した妊婦体験は「妊婦のつらさがわかった」「自覚がわいてきた」などの感想が聞かれて、ほとんどの夫に好評です。また、歯科衛生士による「お口の中の話」では、妊婦だけでなく夫にもサリバスターを使って歯周病チェックをしています。このコーナーについても参加者に好評です。

一方、妊婦からも「夫と一緒に教室に参加し、体験を通して普段話し合えないことを夫に理解してもらおう良い機会となった」という意見が聞かれています。教室に参加することで、赤ちゃんが生まれてくることに対する自覚や心構えが確立されることにつながると言えます。

また、子育て支援センター事業などの紹介をして、産前から産後までの育児不安の解消に取り組んでいます。

【取組例】妊婦禁煙教室(大阪府枚方市)

枚方市では、妊娠届出書より喫煙妊婦(禁煙希望者も把握)が把握できることから、禁煙希望者に教室の案内を行い、平成13年11月より保健センターにおいて妊婦の禁煙教室を試行実施しました。

平成13年4月、妊娠届出書の様式を変更し、異常(疑いを含む)のスクリーニングに留まらず、妊娠初期から出産・育児を通してのサポートがより効果的に行えるような配慮を行いました。詳しい内容は、自由記載としましたが「喫煙・飲酒」についても質問項目に追加しました。

平成12年全国「身体発育調査」による妊婦の喫煙率をみると、全年齢の妊婦の喫煙率は10.0%ですが、年齢階級別にみると年齢が低いほど喫煙率が高くなっています。枚方市の妊婦の喫煙率は、平成13年4月から9月までの妊娠届出書によると、9.2%と全国に比べ若干低くなっていますが、妊娠を機に自ら禁煙する妊婦も多いことから「禁煙希望者」を対象に「プレママのための禁煙教室」を企画しました。

禁煙支援・禁煙仲間づくりを目標に、第1回目は禁煙についての講義「目で見ると禁煙のコツ」、呼気中の一酸化炭素濃度測定、「あなたのニコチン依存度は？」などを実施し、

第2回目以降は両親教室に合流参加していく形で実施しました。参加者は多問題家庭も少なくなく、教室終了後も保健師が引き続きフォローを行っています。平成13年度は、2クール実施しました。

平成14年度の実施状況として、教室の周知方法は、妊娠届で禁煙希望のある第1子の妊婦に電話で勧奨。第2子以降の妊婦は電話フォローを行い実態把握しています。実績として、1クール5回の4クール実施予定。2回目から5回目は「両親教室」と合同で実施しています。参加人数は、1名から6名と幅がありますが、保健師2名が担当しています。平成14年度も継続実施し、教室の在り方やフォローについて検討を重ねています。

【取組例】プリティーママアドバイザー事業（愛知県高浜市）

高浜市では、平成13年度より「プリティーママアドバイザー事業」を実施しています。この事業では、育児支援及び虐待予防を目的に、育児上の不安や悩みを保育士ボランティア（無償）が遊びを通してアドバイスし、親と子の健康づくりの支援を行っています。

対象者は、1歳6か月児健診・3歳児健診を受診する親子です。実施回数は、各健診が月に1回ずつ実施されているため、毎月2回行っています。

活動内容は、体操・手遊び・紙しばい・歌遊び・絵本の読み聞かせなどを行い、その後、母親に声をかける中で、随時育児相談を受けています。また、親子の関係が気になる場合は保健師に情報提供があり、保健師がその親子のフォローを行っています。現在の保育士ボランティアは登録数6名ですが、実際の活動は毎回2～3名で行っています。活動内容や教材も保育士同士で決めています。

この事業を実施するようになり、健診の待ち時間を遊びながら待つことができることから、親子にとって楽しい時間となっています。実際、活動に参加した母親からは「こういう時間があり、ほっとします。」との声がありました。このように、母親がイライラして健診を待つことが少なくなり、子どもにとっても、リラックスして健診を待つことができるようです。

また、健診をしている保健師にとっても、子どもが遊んでいる様子を観ることができ、子どもの本来の姿が分かるので、非常によい機会となっています。

2) 母子保健事業と福祉・教育施策の連携

母子健康手帳はすべての妊婦に交付されるものであり、また、3歳児健診等の受診率も高い。このため、こうした機会を利用して、

- ・母子健康手帳に福祉・教育関連事項を追加して交付すること
 - ・3歳児健診等の場や母子健康手帳交付時において、子育て支援や関連する福祉・教育施策について情報提供したり、家庭教育に関する講座を実施すること
 - ・母子健康手帳交付時に子育てのヒント集となる家庭教育手帳を配布すること
- といった取組は、子育てに関する施策を総合的に認識してもらう上で有効である。

**【取組例】母子健康手帳に福祉等の情報を記載、市作成の「子育て手帖」を同時配布
(大阪府枚方市)**

枚方市では、母子健康手帳交付の際、枚方市版の「すくすく子育て手帖」を無料配布。内容的に、妊娠から出産、子育て期間を一連とした保健福祉サービス、仕事を持つ両親への情報提供、子育てに関する枚方市内の施設一覧表などを紹介しています。

平成9年度母子保健法の改正に伴い、大阪府で一括作成されていた母子健康手帳が市町村事業となったのをきっかけに、枚方市独自の「母子健康手帳」と「すくすく子育て手帖」を保健センターの保健師を中心に検討し配布することになりました。毎年内容を検討する中で、妊娠、出産、子どもの成長、健康診査や予防接種の記録及び母子保健・医療サービス提供にとどめず教育・福祉等の枚方市で受けられる子どもサービスを盛り込み内容の充実を図ってきました。年間約4,500人の方の妊娠届があり、内容としては多様なニーズに応える必要性があります。

平成15年度配布予定の「子育て手帖」においては、福祉事務所子ども課と合同で内容の検討を重ね、従来からの様式を大幅に変更する予定です。

具体的には、乳幼児期にとどめず、学童期・思春期までの情報提供 障害のある子どもへの支援を含むサービスの情報提供 困ったときの各種相談コーナーの紹介
子育てマップ(保育所・幼稚園・小中学校等)など、多機関に及ぶ情報を掲載するよう調整を図りました。

関係機関としては、枚方市の保健センターと同じ福祉保健部である福祉保健総務課・障害福祉室・国民健康保険課・国民年金課・医療助成課・子ども課・保育課に関わる情報。また、教育委員会の学務課・青少年課。市の機関以外に、住宅管理事務所や大阪府の保健所にも協力していただき、内容拡充しています。

【取組例】どんぐり会議（継続的に子ども・家庭を支援するシステム）（長野県茅野市）

茅野市では、新生児一人ひとりに「乳幼児カルテ」を作成しています。このカードには4ヶ月、10ヶ月、1歳6ヶ月、2歳、3歳児といった乳幼児の健診記録から健康や相談、支援に関するデータが記入されております。そのなかで保健・医療・福祉の各機関と、保育園・幼稚園・学校などと連携をはかる必要が生じたときには、「どんぐり会議」を開催し継続的な支援を行っていきます。運用については個人情報保護条例を適用し、プライバシーに十分配慮しています。

身近な相談の拠点としては、4つのエリアにある保健福祉サービスセンターが窓口になり、それぞれの地域で基本的な生活支援はもとより、保育園・幼稚園、学校との連携も進めております。例えば障害のある子どもの場合、成長とともに相談窓口が変わりその都度対応が異なることのないよう継続的に支援していきます。

乳幼児からの生育歴をふまえながら、保育園や学校の個別支援だけでなく、卒業後に地域の中で豊かな自立生活を営むことができるよう見通しを持って援助してまいります。

このため、入園、入学、卒業などの節目ごとに「カンファレンス」を実施し、本人や家族のニーズを大切にしながら、必要な専門職（保健師・医療職・福祉職・教員・保育士など）が一緒になって、中長期的なケアプランを検討してまいります。

この定期カンファレンスとは別に必要に応じて随時「どんぐり会議」も行っていきます。本人や家族からの相談、学校や医療機関からの連絡、地域の見守りと通報を受け、速やかに関係機関の職員が集まって「どんぐり支援会議」（どんぐり会議メンバーの他に警察・弁護士・保健所など）を開催し検討してまいります。急を要する児童虐待や、時間をかけた対応が求められる時もある、不登校や引きこもりについても、特定の機関が問題を抱え込まず、関係機関が情報を共有した上で、連携して支援してまいります

そのためにも、子ども・家庭応援センターが常に関係機関と円滑な情報交換をし、緊急時にも迅速に対応できるよう「カンファレンス・相談体制ネットワーク」の構築を進めています。

3) 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであり、子を持つ親のニーズも高い。

しかしながら、少子化の進行や小児医療の不採算性を背景として、小児病棟を縮小・閉鎖する病院の増加、小児科医を志望する学生の減少が進んでいる状況である。

子育てしやすい環境づくりの不可欠の要件である小児医療体制の充実に向けて、国や都道府県による継続的な取組とともに、各市区町村においては、当番医制や病院の輪番制等による小児医療体制の確保を行う必要がある。

また、子どもの成育歴等を熟知している「かかりつけ医」を持つことは、親の不安を軽減させるとともに、適切な診療にもつながることから、妊娠中からかかりつけ医を持つことを推奨していくことも必要である。

さらに、地域のニーズに応じて、病中児保育の実施体制の整備も重要と考えられる。

【取組例】小児科医の輪番制（岩手県宮古市）

宮古市では、休日・祝日の一次（初期）救急患者の診療に当たるため、社団法人宮古医師会（以下「医師会」といいます。）の協力により、会員の医師2名（内科系、外科系各1名）が輪番制で担当する宮古市休日急患診療所（以下「診療所」といいます。）を設置しています。

診療所の小児科診療については、従来、診療所の患者のうち15歳未満の小児の割合が約50%と多数を占める中、小児科医を含めた内科系医師が担当していましたが、小児科医が少ないことと輪番制であることから、1ヶ月の内科系診療担当医に小児科医が一度も当たらないという事態も生じていました。このような小児科医不在の状況を少しでも解消するため、小児科医の協力の基に医師会との協議により、平成10年6月から第3日曜日に限り、内科系診療担当医に小児科医を充ててきました。その後、土・日曜日に診療する小児科医院が開業したことにより、平成14年4月からは、診療所における小児科医の診療担当日を第3日曜日から祝日に変更し、実施しています。

これにより、小児科診療については、平日は県立宮古病院及び市内の小児科医院（3か所）土曜日は市内の小児科医院（午前3か所、午後2か所）日曜日は特定の小児科医院（1か所）祝日は診療所（午前9時～午後9時）が、それぞれ対応しています。

小児科の患者にとって、昼については365日、いずれかの医療機関で診察を受けることができるようになり、子育て中の母親からは、「子供が具合悪いとき、専門の小児科医で安心して診察を受けることができる」と好評です。

今後は、夜間の小児救急医療体制の確立が課題となっていることから、岩手県宮古地方振興局に設置された医師会、県立宮古病院、小児科医院、宮古市及び宮古保健所の委員で構成する「宮古保健医療圏・小児救急医療整備体制検討会」で引き続き検討を重ねていくことにしています。

【取組例】病中児保育（香川県善通寺市）

（ 83ページを参照）

4) 児童虐待対策の充実

近年増加している児童虐待問題については、その防止等のための各般の対策を講じることが極めて重要である。具体的には、児童相談所、福祉事務所、市町村保健センター・保健所、医療機関、保育所、学校、警察、さらには民生委員・児童委員やNPOなど、市町村及び都道府県の関係機関や地域住民が一体となって「発生予防」や「早期発見・早期対応」に取り組むことに加え、児童養護施設等による受入体制の整備、保護者への指導体制の充実、臨床心理士などの専門家による個別カウンセリングや専門家を交えたグループカウンセリングの実施等の「児童の保護・支援・アフターケア」を強力に推進することが重要である。

市町村においては、乳幼児健診時の相談体制の充実や、市町村域における関係機関・団体等の児童虐待防止ネットワークの設置といった取組が求められる。

【取組例】子ども安心ネットワーク委員会・検討会（長崎県佐世保市）

佐世保市では、青少年教育センターが事務局となり、平成12年11月より学校、保育会、警察、市役所子育て家庭課等12機関からなる「相談機関連絡協議会」を設立し検討会を重ねてきました。

一方、子育て家庭課では、育児不安や虐待などの相談が増加していることから13年3月虐待の学習会を開催しました。その際関係機関から、子供の虐待に関するネットワークをとの声が多く上がり検討しましたが、似たようなネットワークがあり分かり難い、子供のことは一本化してもらいたいとの指摘を受け、教育委員会と協議しました。その結果、虐待・子育て問題・いじめ・不登校など子供にかかわる問題は、乳児期、学童期を問わず共通していること、又子供にかかわる関係諸機関が、それぞれの立場で連携を図りながら考えていく必要性を強く認識し「相談機関連絡協議会」をさらに発展させ「佐世保市子ども安心ネットワーク委員会・検討会」として現在取り組んでいます。

委員会・検討会のメンバーとしては、教育委員会、小・中学校、保育会、主任児童委員、警察、医師会、児童相談所などの代表者15名で構成されています。検討会は、2か月に1回事例を出し合い、どの機関がどのように連携しながら支援するかを協議します。又委員会は、年に2～3回開催し検討会で話し合われた問題の報告を受け、市としてどのように取り組んでいくかなどを決めていく会として位置づけています。

この会の目的は、子供の持つ諸問題について、対応技術の向上など関係者職員のスキルアップと、各関係機関同士の連携を深め役割を明確にし、地域のサポート体制を整えることとしています。

検討会では、事例に対するそれぞれの立場での意見が出され、また精神科医師からは、子供の心を見つめる大切さなどのアドバイスがあるなど、毎回熱のこもった会になっています。1年になろうとしている現在、関係機関の理解や連携はまだ充分とはいえませんが徐々に広がりつつあることを実感しています。

【取組例】ネットワークを中核とした児童虐待防止対策（大阪府堺市）

堺市においては、平成12年10月に行政及び子どもに関わる関係機関や民間団体等17団体で構成するネットワーク組織「堺市子ども虐待等連絡会議」を設置し、同会議を中核として虐待防止対策に取り組んできました。

この連絡会議には、堺市全域を対象とした「代表者会議」及び「実務者会議」があり、さらに各支所区域（6区域）に「支所区域会議」を設置しており、全体では3層構造となっており、委員数は200名を超えている大所帯です。

また、実務面では、本庁に調整会議（構成：家庭児童相談室、教育委員会、保健所、府児童相談所）を設置し、緊急対応や地域で見守る等のリスクアセスメントを行い、本市として統一された対応が行えるようにしています。

緊急対応については、府児童相談所に送致し、地域で見守る場合については、関係者による早急なカンファレンスを行うようにしています。

これまで取り組んだ主な事業としては、啓発パンフレットの作成、市民フォーラムの開催、専門機関別の対応マニュアルの作成、実態調査の実施、研修会の開催などを実施するとともに、早期発見から通告までの体制を整備しました。

とりわけ、平成14年7月に作成した専門機関別の対応マニュアルは、総論の他、学校編や幼稚園・保育園編、保健・医療機関編、福祉事務所編の5編で構成され、合計約1万5千冊を配布し、さらに、各マニュアルに沿った研修会を開催し、教員、医師など約1,163人の参加がありました。

このように、本市の虐待防止対策は、民間機関や専門機関の協力のもと、一定の成果を得ています。

今後は、「被虐待児及び家族に対するケア」に取り組む必要があるとして、平成15年度に児童精神科医師及び臨床心理士等を迎え、対応困難ケースについてのスーパーバイズや個別対応の場として「(仮称)虐待ケース対応検討会」を設置する予定です。

被虐待児及び家族に対するケア対策とともに、職員のメンタルヘルスケアにも寄与すると考えています。

【取組例】児童虐待対策の充実（大阪府四条畷市）

四條畷市では、平成13年7月に「児童虐待問題連絡会」を設立し、児童虐待の予防、早期発見、保護、予後の家庭支援等をおこなってきました。

この連絡会は、市役所の関係課、子ども家庭センターや保健所、警察、消防、医師会、民生委員、弁護士などの関係機関や団体で構成され、「子どもの心の健康づくり対策事業 国庫補助金」も得て運営されています。事務局は子ども福祉課が担い、実際のケース対応は、地域子育て支援センター（公設公営・保育所併設型）が中心的に担っています。

家庭児童相談室機能を有する地域子育て支援センターが、福祉事務所の虐待通告機関に位置づけられ、市内の虐待情報が集まる場となっています。また、ひろば事業や子育てサークル支援事業から、在宅子育ての状況も集約できる場となっています。

保健所、保健センター、子ども家庭センターから紹介されるケースで、育児不安や虐待予防の視点で支援の必要な親子は、ひろば事業で受け入れ、保育士からの具体的なアドバイスにより育児力を高めたり、保護者同士の交流により悩みや不安の軽減を図っています。

また、保健センターと連携して虐待予防に重点をおいた取り組みもすすめています。1歳半健診への参加や第一子の一歳の誕生月にはがきを郵送し、育児情報や相談窓口の紹介をおこなっています。はがきの郵送から相談につながったケースもありました。一歳半健診未受診者でハイリスク家庭には、保健師といっしょに家庭訪問をおこなうこともあります。

地域子育て支援センターでは、関係機関と連携し具体的に虐待・虐待予防ケースに関わっており、そこで蓄積されたノウハウをより多くの関係機関に提供していくことも大きな役割となっています。

地域子育て支援センターには、在宅子育ての健全育成から虐待家庭への支援まで、その機能を生かした幅広い地域の子育てを支える事業展開が求められています。今後は、虐待問題の市民啓発が課題となっており、市民参加型の取り組みを検討しています。

【取組例】広島市児童虐待防止対策連絡協議会（広島県広島市）

児童虐待の防止には関係機関の虐待防止ネットワークが必要であると設置が望まれていたことから、広島市児童相談所では、平成11年度より、「広島市児童虐待防止対策連絡協議会」を設置し、年1回開催しています。また、虐待事例に対する具体的対応策を検討する処遇検討部会を随時開催しています。

構成員は、警察、医師会、弁護士会、民生委員児童委員協議会、福祉事務所（家庭児童相談室）、保健師、教育委員会、公私立小中高校、幼稚園、保育園等の関係機関20名の委員で組織されています。

目的は、児童虐待について共通認識を持ちながら、各関係機関において児童虐待の早期発見・通報体制を整えると共に児童虐待の防止を図っています。

6 子育て支援に関する行政サービスの充実

(施策の具体例)

- 1) 子育て専門相談員の配置
- 2) 福祉事務所、保健センター、教育委員会等に分散している子ども関連窓口の統一
- 3) 子育て相談や子育て情報提供サービス（子育てバリアフリー情報など）の充実
 - ・ 子育て支援コーディネーター
 - ・ 24時間対応の子育て相談ホットライン
- 4) 子育て支援を総合的に行うセンターの整備
- 5) 行政担当者が地域の子育て支援活動を行う者等と情報交換や連携を行う場の設置
- 6) 行政の窓口や施設に従事する職員、民生児童委員等による子育てに関する理解の促進（研修、セミナー、子育て支援活動を行う者との交流）

子育て支援に関する情報収集や照会等を行う地域住民の利便性を高めるため、関連窓口の統一や行政における子育てに関する理解の促進など、子育て支援に関する行政サービスを充実させることが重要である。

1) 子育て専門相談員の配置

子育て中の親が抱える悩みや不安は様々であり、これらにきめ細かく適切に対応できるような相談体制の整備が重要である。このため、地域子育て支援センター等において、子育てについて専門的知見を有する相談員（保育士や保健師など）を配置することが望まれる。

【取組例】家庭教育アドバイザー（臨床心理士）による相談（富山県婦負郡婦中町）

婦中町は、近年、若い世代の人口流入が増えており、それに伴う子育て支援への住民ニーズは高まっています。そこで、平成12年度から子育て支援ネットワークの充実事業に取り組んでいます。この事業は町の生涯学習課が主管しておりますが、町長部局の町民課（保育担当）や保健生活課（保健センター、児童館担当）学校教育課などと連携を図りながら様々な事業を展開してきているところです。

その中で、子育て中の両親や家族に対し、より身近な話し相手、相談者として子育てサポーター（12年度10名、13年度7名、14年度10名）を委嘱しました。毎週水曜日の子育てサロン「おひさまの部屋」での相談や、町内の小学校・保育園・幼稚園などで開催される子育て交流・相談会における相談を行ってきました。活動の中で、専門的な内容や、心の面でのケアなど、サポーターでは対応しきれない相談には、専門の相談機関を紹介するという立場で活動してきましたが、サポーターからの要求もあり、14年度からは子育てサポーターの相談役として、また、子育て中の両親、家族からの専門的な相談に携わるために臨床心理士1名を家庭教育アドバイザーとして委嘱しました。月1回開催される子育てサポーター連絡会では、サポーターの研修やサポーターからの相談を担当しています。また、町内の保育園などからの要請があれば、保育士との懇談や保護者との面談にも随時対応しています。サポーターや保育士からは、「カウンセリングの技法や心理状態による言

動などより専門的な知識や、ケースに応じた対応などを学ぶことができてよかった。」「子育てサロンで質問されたり、迷ったりしたことを相談できるので安心だ。」など好評です。

子育て中の両親や家族からの相談は様々です。多様なニーズに対応できるように、保健センターでの保健師による相談や保育園での保育士による相談、先輩お母さんとしての子育てサポーターによる相談、そして臨床心理士による相談などの機会の充実に加え、担当者同士の連携を密にすることで、今後さらにネットワークを充実させていきたいと考えます。

【取組例】子育て支援推進員（京都府亀岡市）

亀岡市では、核家族化や少子化の進行に伴う子どもを取り巻く環境の変化に対応して、保育所における乳幼児などの保育に関する相談に応じて助言や必要な情報提供などの子育て支援を全ての子育て家庭に対し積極的に行うため、平成 14 年度から「子育て支援推進員」を亀岡市立保育所（8 保育所）に配置しました。

本市における子育て支援の体制については、「いきいき かめおかつこ 未来プラン（亀岡市児童育成計画）」に基づき設置した「亀岡市子育て支援センター（かめおかつこひろば）」を子育て支援の中核機能として保育所等と連携した子育て支援センター機能の地域配置を進め、子育て経験者等による身近な生活圏での気軽な相談から、カウンセリング・ニーズを受け止めたり複雑な問題に対処したりできる専門相談まで、総合的なメンタルサポートを図っていきます。

この「子育て支援推進員」の配置により、保育所を中心とする周辺地域での子育て支援推進拠点として位置づけるとともに、地域分散型のメンタルサポート体制を確立し、身近かな支援体制を構築します。

2) 福祉事務所、保健センター、教育委員会等に分散している子ども関連窓口の統一

子育て支援に関する施策や行政サービスは、保健、福祉、教育等の各分野において実施されているが、これらに関する情報を一元的に把握・管理し、サービス利用者である住民の照会等に的確に対応できるような子ども関連の総合相談窓口を設けることが必要である。

【取組例】「子ども家庭部」で子育て支援（東京都武蔵野市）

武蔵野市は2002年4月、機構改革を実施して12部を8部に統合再編しました。児童女性部も「子ども家庭部」と名称変更し、保育をはじめとする福祉部門と青少年健全育成部門を一本化しました。

「子どもたちが家庭を基盤として地域社会と関わり合いながら健全に発育・成長できるよう支援体制を強化する」という考え方で、庁内に組織横断的な「子ども施策推進本部」を設置し、総合的一元的に施策を展開しています。

同市はリバースモーゲージ（逆抵当ローン）など先進的な高齢者福祉に実績はありますが、合計特殊出生率が0・84（2001年）に落ち込んだことから、総合的な子育て支援の充実に本腰を入れて取り組み始めました。土屋正忠市長は議会答弁で、「子育ては虐待など家庭の問題を避けて通れません。従来は家庭に行政が入るべきではないという考え方でしたが、厚生労働省には雇用均等・児童家庭局がありますし、これからは虐待問題を含めて家庭にスポットを当てざるを得ないので、きちんと組織をつくり、できることはやって行きたい」と答弁しています。

具体的な取組は、「子ども家庭部において、児童福祉施策と青少年健全育成施策を総合的に展開して、家庭そのものに対する支援を強化しています。例えば自然体験など親子が触れ合う場を数多く提供し、お父さんの役割と家庭の大切さを認識してもらう。虐待防止策としては、虐待する前の段階でサポートできるよう体制を充実していきます」（檜山啓示子ども家庭部長）

とくに自然体験を重視し、2002年度は「親子棚田体験」として、友好都市の新潟県小国町で一年を通じ、田植え、草取り、稲刈りを親子で体験し、収穫した有機米を配送しました。わくわく親子園は、保育所や幼稚園に通っていない子どもと親を年2回幼稚園に招き、集団遊びや親同士の交流を行っています。さらに、子育てのイメージアップを図るため、「子育ては楽しキャンペーン」を展開中です。

3) 子育て相談や子育て情報提供サービス（子育てバリアフリー情報など）の充実

現在、各市町村単位でさまざまな子育て支援サービスが展開されているが、その多様さのあまり利用者にとっては、サービスを利用する場合、どこに相談したらよいか、その具体的なサービス内容はどのようなものかなどを把握する手段が多岐にわたっているため、的確な情報が得られにくい状況になっている。

このため、地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」を地域子育て支援センターやNPO等への委託により配置して、サービスの効率化や利用者の利便性の向上を図る必要がある。

また、育児や家庭教育に悩みや不安を持つ親が、一日の家事や仕事を終えた夜や、夜間、精神的に不安定になるようなケースにも、電話等によりいつでも気軽に相談し、必要な助言が得られるよう、24時間対応の子育て相談ホットラインを整備することが重要である。その際、様々な相談等に応じられるよう、児童相談所、医療機関、保健所・保健センター、教育相談所、警察等の地域にある専門機関等との連絡協議の場を設けるなど、連携を密にしておくことが望まれる。

【取組例】子育て相談ホットライン(24時間)(兵庫県伊丹市)

伊丹市では、子育てに不安や悩みをもつ親への支援として、平成14年6月1日より、役所が閉まっている休日や夜間も含め、24時間・年中無休の電話による「子育て相談ホットライン」事業を社会福祉法人 有岡協会 伊丹乳児院に委託しました。

これは、近年、少子化、核家族化、近隣との関わりの希薄化などにより、子育てに悩みや不安をもつ親が増えてきていることや、児童虐待が大きな社会問題となっていることから、時間帯を特定せずいつでも気軽に相談できる子育て相談を開設し、問題を早期に解決することを目的としています。

平成14年12月までの相談件数は164件で、相談内容は、身体症状、発育・発達、しつけ、夫からの暴力(DV)、養育困難、いじめ、虐待、近隣関係等等、多岐にわたる相談があります。

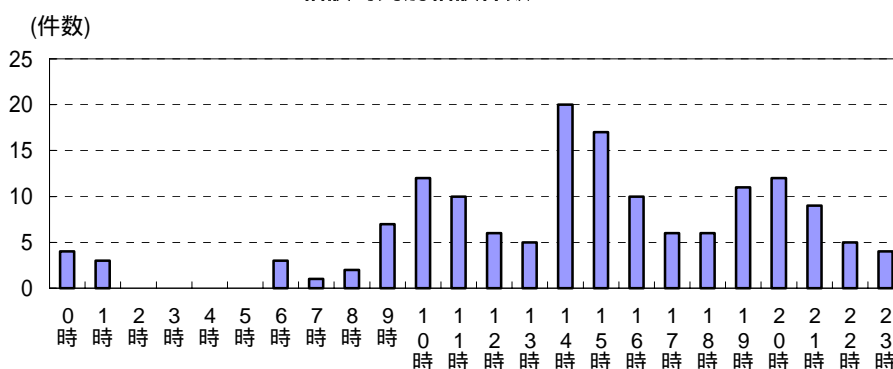
また、相談時間は、役所が閉まっている夜間を含め、深夜2時から5時以外は全ての時間で相談があります。

相談への対応は、保育士、看護師などのスタッフが毎日、24時間、院内3か所に設置された電話で対応、「夜泣きをして困っている」「ミルクを飲まない」「子どもがかわいくない」等々の相談に応じています。

緊急時の対応にも県こどもセンターや警察署などとも連携し、問題の早期解決を図る体制を組んでいます。

この事業が悩みや不安をもつ親への大きな支えとなり、児童虐待の防止、そして、子どもの健やかな成長につながっていけば良いと思っています。

相談時刻別相談件数



【取組例】みたか子育てねっと(東京都三鷹市)

三鷹市では、地域に存在する子育ての情報をトータルに提供し、地域全体で子育てする力を向上させることを目的として、インターネット上の子育て支援ネットワーク、ホームページ「みたか子育てネット」を立ち上げました。運営にあたっては、市民(NPO法人)、行政、民間が協力して運営しており、運営手法にも特色があります。

「みたか子育てネット」は、平成13年、三鷹市では市の施設やサービスだけでなく、地域の施設、情報、人材と連携することにより、地域全体の子育て力を向上させようと考え、「地域全体による子育て支援ネットワークの構築及び実証・評価実験プロジェクト」を立ち上げました。この取組は経済産業省が平成13年4月に公募した「介護・子育て分野における革新的なサービスを提供するIT活用事業」として採択され、事業主体である財団法人ニューメディア開発協会の全面的な支援を得て開発しました。14年4月

～10月のアクセス件数は、25,801件です。

「みたか子育てネット」の内容は、以下のとおりです。

- ・子育て行政情報ナビ：一元的な情報提供、ナビゲーションによる個々の住民への対応、申請書類の一元的な機能として一次窓口として活用できます。保育園、幼稚園の情報提供、入園手続きは住民ニーズの高いサービスです。
- ・子育てコンビニ：子育ての基礎知識、健康、レシピ、遊び情報などのコンテンツプレート、母親に欠かせない子育て情報の交流の場となる電子掲示板、仲間や自主グループの活動を支援するコミュニティー活動支援ツールなどを用意し、地域の子育て活動を応援します。
- ・ネット相談システム：メール、携帯等により、相談の窓口を広げたサービスが可能となります。相談カルテにより、担当者、専門家への振り分け、進捗管理が一元的に行え、相談履歴により、問題の早期発見となるナレッジデータベースを構築できます。
- ・ファミリーサポート支援システム：ファミリーサポート事業では、従来の保育事業では対応が難しい保育園や幼稚園の送迎、一時保育など多様なサービスを、会員登録した市民（援助会員）によって、各地域で提供しています。登録・マッチング・報告書作成などの一元的な機能があり、いつでもどこからでも利用できるようなシステムとなっています。

【取組例】子育て相談（岡山県浅口郡鴨方町）

鴨方町では、少子化・核家族化などにより、子育てにおける不安や悩みを気軽に聞いたり、あるいは、日ごろの生活の様子を情報交換する場がないと感じている母親に対し、平成13年度より「子育て相談」を開始しました。

今までにも、3～4カ月児・9～10カ月児とその保護者を対象に育児相談を実施していましたが、それ以外にも年間を通じて、発育や発達を確認したり、その他個々人の不安や悩みに応じた子育て相談を受けたり、母親どうしの情報交換の場を提供することで、育児技術の向上を図るとともに、児の心身の発育・発達を促すことを目的としています。

スタッフは保健師2名です（平成15年度より、愛育委員2名、主任児童民生委員2名がスタッフとして加わります）。

実施日は、各月の第1月曜日、休日の場合は休日明けの初日です。開催時間は13時00分～15時00分です。

平成14年度の来所児実人数は39人、延人数は114人です。

また、来所児月齢・年齢の内訳は、1歳未満81人、1歳以上2歳未満22人、2歳以上11人でした。

主な来所者の目的は、身体計測、健康・栄養に関する相談、しつけの相談、発達の相談、情報交換などです。

この事業をすることにより、悩みや不安をもつ親への支えとなり、子どもの健やかな成長につながっていけば良いと考えています

【取組例】子育て支援ガイドブック「さんぼ」の作成（徳島県徳島市）

徳島市では、少子化が進む中、将来にわたり活力ある社会を築いていくために、地域社会と行政が一体となって「安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育てる」ことを緊急課題としております。その取り組みの出発点として、当市では平成13年6月に子育て支援都市宣言を行ないました。宣言後に小学校低学年までの子どもの保護者を対象に、子育て環境に関するアンケート調査を実施しました。

アンケート調査の結果、子育てに関する情報が子育て中の親などに十分伝わっていないところが見受けられました。そこで、さまざまな情報を分かりやすく提供するために、各種制度や施設の利用案内などを網羅した子育て支援ガイドブック「さんぼ」を作成しました。

この冊子の編集にあたっては、NPO法人「子育て支援ネットワークとくしま」の会員の方の協力をいただき、子育て中の保護者の目線に立って、子育てに役立つ多くの情報をわかりやすく掲載することができました。平成14年度に3000部発行しましたが、好評を得ており、今年度さらに1万部増刷いたしました。

また、当市には多くの外国人が在住しており、特に英語、中国語を使用する割合が多いため、これらの2カ国語に翻訳した外国語版子育て支援ガイドブックを作成することとし、今年度中の発行を予定しています。

4) 子育て支援を総合的に行うセンターの整備

最近、都市部においては、子育て支援ニーズが高い上に、虐待など複雑な問題を抱えたケースも多くなってきていることから、それらに対応する相談事業、ひろば事業、講座、講演会、子育てサークル支援や子育て情報の提供などを行う地域の子育て支援の中核となるセンターを整備し、地域全体として子育て支援体制の一層の強化を図る必要がある。

【取組例】児童相談だけでなく子育て支援機能も有する施設の整備（東京都三鷹市）

三鷹市では、平成14年4月、市の子育て支援施設の拠点として三鷹駅前に中央通りタウンプラザが完成しました。タウンプラザは、市の複合施設で2階に市立三鷹駅前保育園、3階に子ども家庭支援センターのびのびひろば、一時保育室、トワイライトステイ室、親子ひろば、ファミリーサポートセンターを設置しています。

子ども家庭支援センターのびのびひろばは、子どもと家庭を取り巻く厳しい子育て環境に対応するため、2か所目の子ども家庭支援センターとして設置しました。支援センターでは、子どもと家庭に関する相談事業を中心に、親子の交流・遊びの指導などのひろば事業、一時保育やショートステイなどのサービス事業の提供・調整、地域子育てグループの支援などを行っています。

特に、相談事業では、0歳から18歳未満の子育てに関するあらゆる相談に応じています。精神科医、弁護士、臨床心理士など専門職のスーパーバイザーや児童相談所など関係機関と連携して、身近な子育て不安から虐待、ひきこもりなど深刻なケースに至るまで、問題解決のための具体的な援助を行っています。

一時保育事業では、3ヵ月から小学校就学前の児童を、市民という要件だけで理由を問わず預かるサービスで、これまで支援の薄かった在宅で子育てをしている家庭への支

援を目的としています。1月1日から3日を除き、毎日午前8時～午後10時まで1時間単位で預かっています。

トワイライトステイ事業は、一時保育の小学生版です。

また、ファミリーサポートセンターは支援センターと同じ事務室で、子育ての援助を受けたい人と援助できる人の相互援助活動の紹介・調整も行っています。

施設全体としては、同居のメリットを生かして子どもや親が必要としているサービスや助言を総合的に提供できる体制となっています。

なお、駅前保育園・一時保育事業・トワイライトステイ事業・親子ひろば事業の運営は一体として社会福祉法人に委託しています。

【取組例】子育て支援センターの整備（新潟県新津市）

子育てを社会全体で支援するための、地域における子育て支援のネットワークの整備という観点より、「新津市第3次総合開発計画後期基本計画」の中で子育て支援の充実を謳い、旧厚生省の少子化対策臨時特例交付金を活用して、利用頻度の低下した公民館の一部を改装し子育て支援センターとして平成14年4月より事業を開始しています。

実施主体については、公設のように制度から発想するのではなく、ニーズから発想し事業に取り組んでいくことが重要であると考え、以前より新津市と協働で事業を行い実績のある「子育て支援団体」に働きかけ、団体がNPO法人格を取得することにより、条例に基づき設置して事業の委託を行っています。

事業開始当初は、それまで市で開放していた施設が無料であったため、利用料を支払い利用者という自覚を持ってもらうために、利用料を徴収するという点に不満や疑問の声がありましたが、実際に利用しサービスを受ける中で、利用者に対して「未就園の児童」という制限をしているにも関わらず、毎月の利用者（保護者と子ども）数は順調に伸びていき、現在では毎月平均1,000人の方が利用しています。

支援センターの開館は月曜から土曜日の午前9時から午後4時までで、あそびの広場（交流）利用料は午前、午後それぞれ200円、一時保育は原則前日までの予約が必要で1時間500円となっており、そのほかに育児相談（個別、電話、FAX、Eメール）や、育児サークルリーダー養成等（リーダー研修 年2回、保育サポーターミーティング 隔月、フォローアップ研修 年2回）の育児サークル支援、子育て環境向上のための多様なセミナー（5コース、合計72回）等多角的な事業展開を行っています。

また、ホームページや、法人格取得以前より発行していた季刊誌（スポンサーを募っての発行）、コミュニティFM（育児情報番組）によっても子育て支援の情報を発信しています。

運営には職員4人、臨時職員1人、常勤パート職員2人、非常勤パート職員3人、一時保育を担当するサポーター（21世紀職業財団及び新津市の研修を受けた者で登録者の中から依頼）約30人が携わっています。一時保育のサポーターはファミリー・サポート・センター事業までは至っていませんが、支援センターでコーディネートを行っています。

支援センターを利用することにより、最近関心が高まってきている、「親と子の心の健康」を健全に保ち、育児に対する不安を軽減し、育児不安・ストレスが誘引する児童虐待を予防していくことも重要ですが、支援センターにも来ることすらできないで育児不安を抱えている保護者を今後どうケアしていけるのかということが今後の課題であると考えています。

5) 行政担当者が地域の子育て支援活動を行う者等と情報交換や連携を行う場の設置

子育て支援に関する施策や行政サービスは、地域の実情や住民の多様なニーズに的確に対応したものでなければならない。

そのためには、行政側の担当者が地域で子育て支援活動を行う者等と情報交換や連携を日頃から密接に行っておくことが有効である。例えば、こうした情報交換等を行うための会議等を設置し、定期的に開催することが考えられる。

【取組例】子育て支援関係者会議（滋賀県大津市）

大津市では、地域に根ざした子育て支援を推進するための取組について情報交換し、互いに連携を図りながら事業の充実を図るための会議を開催しています。平成5年度から子育て支援事業の関係課の職員が、「子育て支援にかかる合同会議」を年4回開催しています。生涯学習課、学校教育課、健康管理課、児童家庭課の約10名の職員が参加し、司会、記録は輪番制で行っています。

具体的には、

- | | |
|-------|------------------------|
| 生涯学習課 | ・ 児童館子育て講座 |
| | ・ 子育て支援ボランティア養成講座 |
| 学校教育課 | ・ 幼稚園子育て支援事業 |
| 健康管理課 | ・ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ健康教育 |
| | ・ 母子健康教育 |
| 児童家庭課 | ・ 児童虐待防止ネットワーク協議会 |
| | ・ 地域子育て支援センター |
| 共同事業 | ・ 健診後フォロー教室 |
| | ・ 双子の子育て交流会 |
| | ・ 地域づくり教室 |

などの各課の具体的な取組内容について情報交換しています。また、子育てに関する相談や支援の方法についても議論し、各課の役割の整理に努めています。

また、「地域ブロック子育て支援関係者会議」を1地域で年4回程度開催しています。他の地域ブロックでも実施出来るよう、先に述べた合同会議で準備や調整を進めています。

これらの会議を通して、意志の疎通を図り、共通の視点で子育ての問題を捉えながら、行政の役割や、協力体制についての方向性を確かめられたことが、成果であると認識しています。

さらに13・14年度の課題として各課取組の情報交換の他に、共通課題の確認および共同で取り組むことをテーマに、地域ごとのネットワークづくりを進めるために子育て支援関係者の交流を深めることと子育て自主サークルへの支援について検討しています。また、ボランティア養成や活用について協議をしているところです。

これらの会議が、単なる情報交換の場に終わらないように、予算要求や今後の政策につなげていきたいと考えているところです。

6) 行政の窓口や施設に従事する職員、民生児童委員等による子育てに関する理解の促進（研修、セミナー、子育て支援活動を行う者との交流）

5)と同様の観点から、行政窓口や関連施設の職員や民生児童委員等が、研修、セミナー、子育て支援活動を行う者との交流を通じて、子育てに関する理解を深めるよ

うにすることも必要である。

【取組例】本庁所属保育士が市内保育関連施設を訪問し、施設長との関係づくり

(長崎県佐世保市)

佐世保市では、平成13年度に公立保育所の見直しを行い、本庁に保育士を2名配属するとともに、7か所あった公立保育所のうち4か所を民間委託(公設民営)し、残る3か所は保育所機能と子育て支援の機能をもたせた子育てセンターとして発足させました。行政の中に保育士が入ることにより、より子育てに踏み込んだ、行政としての役割を果たすのが配属のねらいでした。

施設訪問の目的は、佐世保市の子どもたちの育ちがより良いものとなるよう、乳幼児に関する専門機関として連携を図るための情報交換を含めた施設長との関係づくりです。

就学前の子どもたちが通う、公私立幼稚園、公私立保育所、認可外施設、事業所内保育所、へき地保育所などを対象に、102か所の訪問を行いました。訪問のスタッフは行政に入った保育士1名と、子育て支援担当保育士1名の計2名でした。

訪問をするにあたり、訪問についての依頼文を各施設に送付後、各施設長の会合があるときに出向き挨拶を行い、依頼の内容について理解をしていただいたあと、日程を電話で調整し、訪問を行うという手順をとりました。

取組の成果として、園からの相談(子どものこと、保育内容、全般的な問合せ)が増えたり、施設を理解したうえで行政が事業を展開できるようになり、このことは現在行っている、各施設への出前形式の講演会を開催することにつながる等、幅が広がりました。また、各施設を訪問することで、施設長以外の職員との信頼関係が築けつつあります。

7 多様な保育ニーズへの対応や必要な時に安心して利用できる保育サービス等の実現

(施策の具体例)

- 1) 必要なときに利用できる多様な保育サービスの推進
 - ・延長保育、休日保育
- 2) パート労働者や専業主婦も利用しやすい柔軟な保育サービスの整備
 - ・特定保育、病後児保育、一時保育など
- 3) ベビーシッター、幼稚園における預かり保育等の整備
- 4) 24時間いつでも必要な時に安心して預けられる体制の整備
- 5) 保育所等における障害者の受入れの推進
- 6) 保育所のサービス評価の実施
 - ・第三者評価
 - ・保育等サービス相談員の設置
- 7) 保育所の効率的な運営の推進

就労形態の多様化やパート労働者の増加などに伴い、延長保育や休日保育などの多様な保育需要に応えるとともに、専業主婦への子育て支援も視野に入れて誰もが必要な時に安心して利用できるようにするための柔軟な保育サービスの提供が必要となっている。

また、保育サービスの質の向上や運営の効率化を図ることも重要である。

1) 必要なときに利用できる多様な保育サービスの推進

保育所の通常の開所時間以外の保育需要が増大していることから、延長保育、休日保育の拡大を図る必要がある。

【取組例】「足助町子育てサポートファミリークラブ」(愛知県足助町)

緊急一時的な託児需用を鑑み、子育て経験者から成るサポーターが、親に代わってその需要に対応するもので、突発的な事由について、親は託児に困ることなく安心して任せられる環境の整備を図っています。

従来、地縁や血縁で対応してきた急な残業や用事の際の緊急一時的な託児は、核家族化等家庭内環境の変化により対応が難しくなっています。そこで育児の援助を受けたい者と援助を行いたい者をファミリー(家族)と位置付け、組織化することにより育児に関する相互援助を図っています。

予算措置はありませんが、相互間でお礼としての金銭授受があり、金額については以下のとおりとなっています。

月～金 午前7時～午後7時	700円(1時間)
上記時間帯以外	800円(1時間)

土日祝（時間帯関係なし） 800 円（1 時間）

平成 12 年度より発足し、現在会員数は 95 人（内訳はサポーター46 人、ファミリー49 人）にのぼっています。平成 14 年度の利用実績は 125 件あり、最も多いケースとして保育園や幼稚園の送迎依頼があげられます。

課題として、現在のサポート体制は民間のボランティアが受け皿となっており、早朝保育や延長保育、病時保育や夏期における学童保育の増加に対し、現状の体制では需要量が供給可能量を上回ることが安易に推測されます。ゆえに、保育ニーズの多様化に応えるべく、保育園における早朝延長保育の拡大や、病後時保育の実施など、総合的に早期展開していくことが必要と考えています。

2) パート労働者や専業主婦も利用しやすい柔軟な保育サービスの整備

親の就労形態の多様化（パートタイム労働者の増大等）に伴う子どもの保育需要の変化に対応するためには、週に 2 , 3 日程度、又は午前か午後のみなどの必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスを提供することが必要である。

厚生労働省においては、3 歳未満児を対象に、このような柔軟な保育サービス（特定保育事業）を平成 15 年度から実施することとしており、各市町村におけるその積極的な実施が望まれる。

また、保育ママ（保育者の居宅で少人数の保育を行う家庭的保育事業）についても、週 3 , 4 日、又は概ね 6 時間といった利用ニーズに対応したサービス提供が平成 15 年度より可能となり、その推進が求められる。

また、保育所に通っている児童が病気回復期であり、その保護者が就労している場合について、当該児童を一時的に預かる「病後児保育」等のサービスについては、子育てと仕事の両立を支援する観点から推進されるべきである。

一方、今後の子育て支援の実施に当たっては、専業主婦家庭も含む全ての子育て家庭を対象とすることが重要である。こうした観点から、急病などの緊急時だけでなく、育児疲れの解消を図るために、一時的に子どもを預けたい、というニーズに対応するため、一時保育事業として、保育所など身近な場の一時的な利用を促進することが必要である。

【取組例】病後時保育事業（東京都中央区）

中央区では、平成 14 年 4 月 1 日から「病後時保育事業」を実施しています。病気回復期であることで保育所へ通えず、自宅での育児を余儀なくされる場合や、保護者が家庭で看護できない場合などに子どもを一時的に預かります。核家族化の進行や保護者の就労環境が厳しさを増していること、地域社会においてコミュニティが希薄化してきていることなどから、子育てと就労の両立を支援することを目的としています。

運営は中央区内の小児科医院に委託し、専用の保育室を確保し実施しています。

朝、子どもを預ける際には医師が診察を行い、子どもの状況を確認した上でお預かりします。

委託先医療機関 「小坂こども元気!!クリニック」（院長 小坂和輝）

月島 3 - 30 - 3 ベルウッドビル 2 ~ 4 階

利用定員 6 人

利用期間	原則 7 日間
保育料	1 日 2,000 円 (所得により減免措置があります。)
保育時間	月～金 午前 9 時～午後 5 時 30 分

事業開始時には利用定員を 4 人で発足しましたが、病気が流行する時期には利用希望者が多くキャンセル待ちが発生していたため、平成 15 年度から定員を 6 人に拡大しました。

【取組例】一時保育事業、病後児保育事業（東京都三鷹市）

（１）一時保育事業

一時保育事業は、これまで支援の薄かった在宅で子育てをしている家庭への支援を目的としています。休養、通院、兄弟姉妹の学校行事、美容院、習い事、短時間就労、求職活動など利用理由は多岐にわたっています。平成 14 年 4 月事業開始。

対象：3 ヶ月から小学校就学前の児童（市民）

要件：なし（理由を問わない）

内容：日中・夜間の保育

保育期間：1 月 1 日から 3 日を除く午前 8 時～午後 10 時までの間で 1 時間単位

定員：1 時間あたり 15 人

利用料：平日午前 8 時～午後 7 時まで 600 円、7 時以降及び土・日・祝日 750 円

運営：社会福祉法人に委託

利用実績：2,845 人（4 月～12 月）

（２）病後児保育

病後児保育事業は、子どもが病気回復期にあるが、保育園などの集団保育は困難で、保護者が仕事などのため保育できないときに預かる事業です。平成 14 年 4 月事業開始。

対象：生後 4 ヶ月～小学校就学前の児童（市民）

要件：子どもが病気回復期にあるか、保育園などの集団保育は困難で、保護者が仕事などのため保育できないこと

内容：日中の保育

保育期間：月～金 7 日以内の午前 7 時 30 分～午後 5 時 30 分まで
（自主事業で 7 時までの延長保育実施）

定員：4 人

利用料：1 日 4,000 円、半日 2,000 円

運営：医療社団法人に委託

利用実績：271 人（4 月～12 月）

両事業とも、保護者に安心を提供する事業として定着しつつあります。

【取組例】病中児、病後児保育（香川県善通寺市）

善通寺市では、平成12年度に新築した公立保育所に少子化対策臨時特例交付金を活用した病後児保育専用の別棟（建築延べ面積 154㎡）を併設し、平成13年5月に国の基準で定員2名の乳幼児健康支援一時預かり事業として開設しました。なお、この保育所は平成13年4月に管理運営を社会福祉法人に委託し、平成14年4月からは無償貸与し民営化しました。

この事業は、生後5ヶ月から小学3年生の児童を対象にして、児童の「病気の回復期」に一時的に預かり、保護者ができるだけ早く就労できるようにすることで子育てと就労の両立支援を目的としています。事業の主な概要は定員2名（年齢、症状により最大4～6名程度）で、定数を超える場合は必要の度合いの高い児童を優先しています。開設時間は月曜日から土曜日の8:30～18:00、延長は19:00までです。現在は常勤看護師1名、保育所から保育士を随時派遣して運営しています。また、入会・登録については保護者の方から登録票（兼児童票）を提出してもらいます。登録は年度毎に更新する必要がありますが随時受け付けていますので緊急時の対応も可能になっています。なお、登録料は年間1,500円で、利用料は次のとおりです。

市内在住	4時間まで 1,000円	4～8時間まで 2,000円
市外在住	4時間まで 1,500円	4～8時間まで 3,000円
延長 (8時間超)	1時間につき 500円	食事代(おやつ含む。)500円

利用実績は平成13年度の5月から3月までの11ヶ月の延べ利用者は121名でしたが今年度4月から12月までの9ヶ月で160名（市内122名、市外38名）となっています。

次に病中児保育は平成14年1月に市内の小児科医院が定員2名で開設しました。保育所併設型と同一事業で定数、利用料、利用時間等も同様ですが医院併設のため病中児の一時預かりの人数が多く保育所併設型との棲み分けができつつあります。平成14年4月から12月までの9ヶ月の利用実績は132名（市内31名、市外101名）です。

本市は人口36,000人の小都市ですが自衛隊、国立病院、四国学院大学等共働きの職場の比率が高く、これらの職場に勤務する世帯が子育て支援環境を重視し、今後本市に定住することを期待しています。

3) ベビーシッター、幼稚園における預かり保育等の整備

仕事の都合や親の発病時など様々な理由により子どもを預ける必要が生じることがあるが、この場合、ベビーシッターの活用も一つの方法である。市町村において、ベビーシッターに関する情報把握や活動支援に努めることが期待される。

一方、各幼稚園においては、子育て支援等の観点から、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、希望する者を対象に、「預かり保育」が行われるようになってきている。

「預かり保育」の実施に際しては、教育課程に基づく活動との関連、幼児の心身の負担、家庭との緊密な連携などを考慮し、幼児一人ひとりが安心して過ごすことができるための保育の工夫や家庭への配慮が必要である。具体的には、家庭的な雰囲気のある保育室の環境づくり、地域行事への参加や異年齢との交流など「預かり保育」ならではの経験を取り入れた保育の内容の工夫、家庭との連絡帳の作成などに取り

組むなど、適切な「預かり保育」を実施するための工夫を図ることが重要である。

【取組例】テンミリオンハウス（東京都武蔵野市）

「おばあちゃんの家」をコンセプトに、武蔵野市は2001年11月、「こどもテンミリオンハウスあおば」を開設しました。市が1,000万円の助成金を出し、NPOが身近な施設で柔軟なサービスを提供する独自のシステムで、キーワードは「近・小・軽」です。

同市は高齢者向けのテンミリオンハウスを4か所設置していましたが、「あおば」は市民から広い住宅の提供を受け、NPO法人「ひまわりママ」が運営しています。家庭保育している親が、通院や子どもを連れて行けない用事があったり、時には子どもと離れてリフレッシュしたい場合、「あおば」に子どもを預け、親子の絆を大切にしながら子育ての手助けを受けられます。

対象は0歳から小学生で、原則として3日前までに予約しますが、緊急の場合は水曜以外いつでもOK。親の病気、介護、冠婚葬祭、仕事、買い物、美容院、リフレッシュなどの際、自由に利用できます。開設1年間の実績は、登録子ども数368人（277世帯）、延べ利用者1,153人、緊急受け付け400件、一時保育944人、夜間保育156人、早朝保育52人、宿泊保育1人、送迎43人。ボランティアは延べ228人。

利用料金は1時間につき、早朝保育（7～9時）が900円、一時保育（9～17時）が800円で上限4,000円、夜間保育（17～22時）が900円で上限2,700円。宿泊保育（22～7時）は一泊4,000円、送迎（交通費実費）は1回900円。すべてのメニューを利用すれば24時間いつでも預けられるわけで、全体の3分の1は緊急時に利用しています。

このほか、「あひる事業」は、就学前の子どもと保護者、妊婦がくつろぎながら仲間と子育て情報を交換し、スタッフのアドバイスを受けられます。料金は1組300円。子育てや妊娠の無料相談「はあと事業」も実施しています。

【取組例】私立幼稚園預かり保育事業費補助（広島県広島市）

広島市では、保育所入所待機児童が急増する中、幼稚園児童数は減少傾向を示し、児童が幼稚園から保育所にシフトしている状況です。

このため、保育所入所待機児童の解消策として、また、幼稚園における子育て支援を充実させるため、平成15年度より、私立幼稚園が夏休み等の長期休業期間中に実施する預かり保育に対して補助を行い、現在、この期間を除いて実施されている国・県の補助制度を補完することで、私立幼稚園が年間を通して保育所に準じた保育サービスを実施する体制を整備するものです。

この事業が、児童の幼稚園から保育所へのシフトの歯止めとなり、保育所入所待機児童の解消の一助になるものと考えています。

なお、この事業の内容は次のとおりです。

- ・夏休み等長期休業期間中、預かり児童数が15人までの場合、1園1日当り、6,500円の補助を行う。（預かり児童数が15人を超える場合は、15人又はその端数毎に6,500円を加算する。）

・補助要件